

## 第3章 望ましい環境像の実現に向けた取組

第3章では、本市の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」(第2章参照)の実現に向けて、進めていくべき施策と事業内容について、分野別にまとめています。

また、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、地球規模の環境課題の解決にも貢献していく取組を推進します。

### 1. 自然環境分野

(方針)豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

【関連するSDGs】



#### 施策の柱 1 基礎情報の調査・収集

本市の豊かな生物多様性の保全や活用を図るためには、自然環境調査などを通じて、市内の生きものの状況などの生物多様性の現状等を把握することが重要です。

これらの調査結果等を基に、保全や再生が必要な場所、地域活性化に向けて活用できる場所等を選定し、保全や活用の取組に向けた基礎資料とします。

さらに、こうした情報を推進主体間で共有できるよう、様々な手法を講じます。

【目標】

- 生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
- 生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
- 生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。



ガサガサ調査

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
生物多様性の把握・モニタリング*の継続		
各種調査の継続・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境調査の継続</li> <li>●森林レンジャーあきる野による各種調査の継続</li> <li>●専門機関等との連携による調査の検討</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課
調査結果の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民などによる調査の結果の収集</li> </ul>	環境政策課
情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性に関する各種情報の整理・集約</li> <li>●生物目録*の作成・更新</li> <li>●生物種の生活史*等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課
保全・再生・活用すべき場所の調査		
【重点】市内各所の評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種情報の地図情報化及び更新</li> <li>●生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
【重点】保全等すべき場所の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保全・再生・活用すべき場所の抽出</li> </ul>	環境政策課
生物多様性に関する情報の共有化		
様々な方策による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種リーフレットの作成（更新）・公開</li> <li>●水と緑のマップの充実</li> <li>●生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）</li> <li>●生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
情報発信する内容の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森の魅力やみどりの大切さの発信</li> <li>●農地の環境面からの機能の発信</li> <li>●生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）</li> </ul>	環境政策課 農林課 環境政策課 生活環境課



希少種であるトウキョウサンショウウオ



特定外来生物\*のクビアカツヤカミキリ

## 施策の柱 2 生物多様性の保全

本市で確認されている様々な希少生物を保全するためには、守るべき希少種の指定や希少種の生息・生育に必要な区域の保全などに向けた仕組みづくりが必要です。

また、希少生物の保全や人間と自然との共存に向け、有害鳥獣対策\*や外来種対策を国及び東京都の動向や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正を踏まえ継続・拡大します。

さらに、本市には、森や里山、農地、河川などに様々な生態系が存在していることから、これらを保全するための取組を進めます。

### 【目標】

- ・「生物多様性保全条例」の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
- ・有害鳥獣対策や外来種対策が継続・拡大している。
- ・個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
生物多様性保全の推進		
【重点】 区域指定など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性保全区域の指定の検討</li> <li>●市民・観光客向けカントリーコード*の設定</li> <li>●重要地域の公有地化</li> <li>●保存緑地*の指定</li> <li>●文化財の保護</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 生涯学習推進課
【重点】 保存する種の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あきる野市版レッドリストの作成</li> <li>●指定種の指定の検討</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
有害鳥獣対策及び外来種対策の推進		
有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化	●効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課
有害鳥獣対策の継続・拡大	●有害鳥獣対策の実施	農林課
外来種対策の継続・拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外来種対策の実施</li> <li>●外来種対策の拡大・強化の検討</li> <li>●特定外来生物対策（アライグマ・クビアカツヤカミキリ等）の実施</li> <li>●国及び東京都等と連携した特定外来種対策の推進</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
生態系の保全に向けた取組の推進		
森林に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）</li> <li>●森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）</li> <li>●森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）</li> </ul>	環境政策課 農林課 環境政策課

施策・事業内容		担当課
		農林課
里山に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里山での保安全管理活動の実践</li> <li>●里山の保全策の検討</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
農地に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地の適正管理と活用（生産緑地制度*の推進・管理・追加指定、担い手への農地集積、観光・体験農園の検討（遊休農地*の活用ほか）</li> </ul>	農林課 都市計画課
河川に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全</li> <li>●清流保全協力員*活動の継続</li> </ul>	生活環境課 管理課 生活環境課
地下水・湧き水に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地下水保全対策の継続（揚水規制）</li> <li>●湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進）の継続</li> </ul>	生活環境課 農林課 生活環境課 都市計画課
崖線緑地*に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●崖線地区の保全</li> </ul>	環境政策課 都市計画課

## コラム ● あきる野市生物多様性保全条例

あきる野市には、とても多くの種類の生きものが暮らしていて、全国的にあまり見られなくなってきた希少なものもあります。これらの生きものが、絶滅せずに本市ですっと生きられるように、そして、生きものがすむ環境を将来に残していけるように「あきる野市生物多様性保全条例」をつくりました。



あきる野市生物多様性保全条例リーフレット(概要版)



### 施策の柱 3 生物多様性の創出

本市には現在も豊かな自然環境が残っていますが、時代の流れに伴い、自然環境が劣化又は喪失している場所もみられます。特に、本市の魅力を形づくる森林や河川については、多面的機能\*の低下や河川環境の単一化などが懸念されており、森林の健全性の回復や様々な魚類が棲む秋川の再生が求められている状況です。

また、望ましい環境像の実現に向け、推進主体と連携して取組を進めていくためには、生物多様性の恵みが感じられるまちづくりが必要です。このため、保全から一歩進んだ取組として、公共施設や公園、住宅地、崖線\*などの緑の充実や拡大、回復を進め、緑の連続性の確保による生態系ネットワーク\*の形成・充実を図ります。

#### 【目標】

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- ・秋川の河川環境が向上し、遡上が確認されているアユや、ヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- ・公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

#### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
恵み豊かな緑と水の創出		
森林に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）</li> <li>●森林環境譲与税の活用【新規】</li> <li>●郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）</li> <li>●アニマルサンクチュアリ活動*の継続</li> <li>●森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）</li> <li>●市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する</li> </ul>	農林課  農林課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 農林課 農林課
魅力あふれる川づくりに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川環境の維持・向上</li> <li>●魚道*の整備</li> <li>●魚類が産卵しやすい川づくり</li> <li>●稚魚の放流</li> <li>●遡上が確認されているアユなどの魚類の保護の推進</li> <li>●河川環境の向上についての検討</li> </ul>	環境政策課 管理課 農林課 農林課 農林課 環境政策課
市街地における緑の保全・創出		
公共施設などの緑の充実・拡大	●公共における生物多様性に配慮した緑の充実・拡大（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	関係各課

施策・事業内容		担当課
市街地の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）</li> <li>●住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテン普及等）</li> <li>●農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る</li> </ul>	環境政策課 都市計画課 環境政策課 環境政策課
崖線緑地の回復・充実	●住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課

## 施策の柱 4 生物多様性の活用

地域から産出された農畜産物や木材などをその地域で消費する「地産地消」を通じて、生物多様性の恵みを実感するとともに、身近な活用を進めます。

また、本市の豊かな生物多様性を地域の特長の一つとして捉え、「秋川渓谷物語\*」ブランドに認定される商品の開発や、「秋川渓谷」を地域のブランドとして活用し、地域活性化を図ります。さらに、本市が基準産地\*であるトウキョウサンショウウオをモチーフとしたイメージキャラクター「森っこサンちゃん」を各種商品へ活用してもらうための周知を継続します。

景勝地\*などの観光スポットは、本市の豊かな生物多様性を基盤としており、地域資源として活用すべき財産です。このため、更なる周知や観光ルートの設定、釣りやバーベキューといったレジャーへの利用を進めます。また、平成28（2016）年4月に開設した「秋川渓谷戸倉体験研修センター」では、こうした地域資源の活用を特色の一つとします。

### 【目標】

- ・生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- ・豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- ・豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
地産地消の推進		
農畜産物における取組	●地産地消型農業の推進	農林課
地元産材における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）</li> <li>●公共施設における地元産材の使用促進</li> </ul>	農林課 施設所管課
生物多様性を活かした商品等の開発		
地域ブランド普及拡大など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大</li> <li>●「秋川渓谷」のブランド化の推進</li> </ul>	商工振興課 観光まちづくり推進課

施策・事業内容		担当課
	●「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 商工振興課
生物多様性を活かした観光振興		
観光拠点等の運営・整備	●武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化 ●秋川溪谷戸倉体験研修センターの運営	観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進課
観光ルートの設定など	●あきる野百景などの観光スポットの周知・活用  ●各種マップの作成 ●古道・散策コース（フットパス*）及び景観の整備 ●観光ボランティアガイド*の育成 ●各種ルートの設定（散歩路、遊歩道）	環境政策課 観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進課など 環境政策課 観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進課など
溪流*を活かした取組	●釣りなどのレジャーへの活用 ●バーベキュー場の維持管理	観光まちづくり推進課など 観光まちづくり推進課

### 自然環境分野の関連指標

自然環境分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

関連指標	現状値 (R元年度)	目標値
郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体	延べ15団体	維持
生物多様性という言葉の認知度（名前は聞いたことがあるを含む）	71.9%	75%
外来種という言葉の認知度（名前は聞いたことがあるを含む）	92.0%	95%
地産地消の実施率（常時取り組んでいる）	38.2%	40%

## 2. 生活環境分野

### (方針)清潔で快適な循環型のまちの創出

【関連するSDGs】



### 施策の柱 1 公害対策の推進

市民や事業者が安心して暮らせるように、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などに関する環境調査を継続し、結果を公表します。また、これらの環境調査結果などに基づく公害対策を継続し、環境の維持・向上を図ります。

公害に限らず、生活環境の保全につながる情報については、収集に努めるとともに、必要に応じて提供を行います。

【目標】

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
公害の防止		
環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境調査の継続</li> <li>●生活環境に関する情報の収集・公開</li> </ul>	生活環境課 生活環境課
大気汚染対策・悪臭*対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●粉じん*防止対策の充実</li> <li>●悪臭防止対策の充実</li> </ul>	生活環境課 生活環境課
水質汚濁防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続</li> <li>●生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽*の設置補助、普及啓発の実施）の継続</li> <li>●下水道の整備</li> <li>●下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討</li> </ul>	生活環境課  管理課  管理課 管理課
騒音防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場・事業場からの騒音防止対策の充実</li> <li>●道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）</li> <li>●近隣騒音*防止対策の充実（啓発・指導）</li> </ul>	生活環境課 建設課 生活環境課



施策・事業内容		担当課
	●航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	企画政策課
有害化学物質*対策の充実	●有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	生活環境課
	●有害化学物質の使用の適正化の促進（届出に係る指導）	生活環境課
その他の公害対策・生活環境保全策の充実	●振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	生活環境課
	●土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	生活環境課
	●家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	農林課
	● <small>ひかりがい</small> 光害*防止対策の研究	生活環境課

## 施策の柱 2 資源循環型社会の構築

持続的発展が可能な社会を目指し、市民や事業者との協働の下、ごみの減量化や資源化（リサイクル）を進め、資源循環型社会の構築を進めます。

具体的には、ごみ会議の活動などを通じて、3Rの取組を推進するとともに、意識啓発を図ります。

また、環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、効率的な収集ルートを選定や収集車への低公害車の導入推奨、清掃工場の適正管理などを継続します。

### 【目標】

- ・資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成22（2010）年度に対し約9%（56g/人・日）削減している。
- ・平成22（2010）年度に約27%だったリサイクル率について、約35%まで増加している。
- ・ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
<b>【重点】</b> 3Rの推進（ごみの発生抑制に関する施策）		
ごみ減量の推進	●ごみ会議の運営・推進	生活環境課
	●ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	生活環境課
	●生ごみリサイクルの促進	生活環境課
	●落ち葉の堆肥化の推進	生活環境課
	●水切の徹底	生活環境課
	●環境フェスティバルへの参加等のイベントの実施	生活環境課
	●廃食油の有効利用の促進	生活環境課
	●事業者へのごみ減量啓発	生活環境課
	●食品ロス削減の推進【新規】	生活環境課
	●廃プラ問題への取組【新規】	生活環境課

施策・事業内容		担当課
資源循環型社会に向けたシステムづくり		
リサイクルの推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの戸別収集・有料化の継続</li> <li>●資源集団回収の推進</li> <li>●資源回収の充実</li> <li>●新たなリサイクルシステムの検討</li> <li>●放置自転車リサイクルの実施</li> <li>●最終処分場掘り起こし再生</li> </ul>	生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 地域防災課 生活環境課
環境に配慮した収集・処理の推進		
環境に配慮したごみ処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直接搬入ごみの受入れ</li> <li>●環境低負荷型の収集の実現</li> <li>●清掃工場の適正管理</li> </ul>	生活環境課 生活環境課 生活環境課

## コラム●ゴミ分別アプリ「さんあ〜る」

市では、スマートフォンで簡単に、市のごみの分別を調べられるアプリを配信しています。ごみの種類ごとに、収集日を事前通知する機能があるほか、有料ごみ袋、粗大ごみ処理券（シール）の販売店の位置情報を表示できる機能もあります。分別に迷うものを検索する機能が充実し、ごみとリサイクルに関する知識を学ぶクイズも用意しています。



### 施策の柱 3 清潔で快適なまちづくりの推進

本市には、公園や住宅地など、市街地にも多くの緑が存在しています。これらの緑は、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、生態系ネットワークの形成にも大きな役割を果たします。このため、市街地における緑の保全や創出を継続します。

また、誰もが愛着のもてる清潔なまちづくりに向け、市民との連携の下、不適正な屋外広告物の撤去や空き地の適正管理に向けた指導、ごみのポイ捨て防止やペットの適正飼育などの意識啓発を継続します。

さらに、地区計画\*によるまちづくりや散策路の整備を通じて、誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みの形成を進めます。

#### 【目標】

- ・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
- ・誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

#### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
清潔なまちづくり		
清潔な街並みの維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去</li> <li>●道路・街路樹・公園・公共施設等の適正管理</li> </ul>	管理課 生活環境課 管理課 建設課 施設所管課
ポイ捨て防止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）</li> <li>●一斉清掃の実施（海ごみゼロウィークの取組）</li> <li>●ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など</li> <li>●ポイ捨て防止などの対策の研究</li> <li>●不法投棄対策の充実</li> </ul>	生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課 生活環境課
空き地・空家の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き地の適正管理</li> <li>●空家対策計画の推進</li> </ul>	生活環境課 都市計画課
ペットの適正飼育	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ペットの飼い方等の意識啓発</li> <li>●ペットの飼い方等に関する苦情対策</li> </ul>	健康課 生活環境課 健康課
快適で魅力あふれるまちづくり		
歩きやすい散策路などの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区計画などを生かした良好な街並みづくり</li> <li>●歩きやすい散策路、遊歩道等の整備</li> <li>●市民参加型まちづくりに向けた意識啓発</li> </ul>	都市計画課 区画整理推進室 環境政策課 観光まちづくり推進課 環境政策課 都市計画課

## 生活環境分野の関連指標

生活環境分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

【指標】

関連指標	現状値 (R元年度)	目標値
環境基準の達成率（大気、水質など）	97.8%	98%
市民一人一日当たりのごみ排出量	651g	574g (R14年度)
リサイクル率	33.1%	約35% (R14年度)
生活排水処理率	96%	97%
下水道事業整備率	98%	99%
一斉清掃の実施回数（年）	2回	2回
一斉清掃の参加率（延べ参加者数／本市の人口）	34.5%	40%





### 3. エネルギー環境分野

(方針)市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進  
「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」

【関連するSDGs】



#### (1) 「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」としての位置付け

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)第19条第2項に基づき、「あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に相当するものであり、平成26(2014)年度に策定した「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」の内容を見直して取りまとめました。

#### (2) 対象とする温室効果ガス

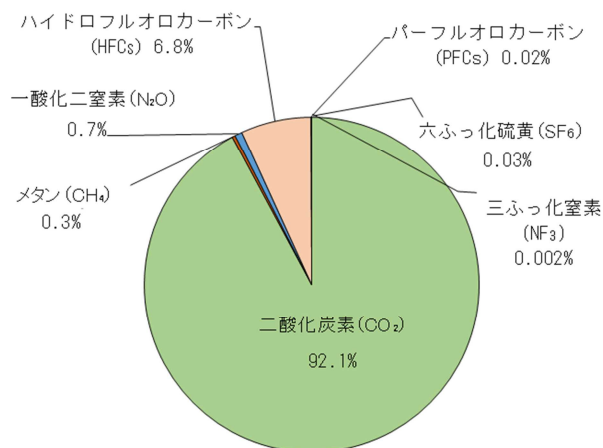


図16 あきる野市の温室効果ガス構成比  
(平成30(2018)年度)

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」  
「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2018年度)」から作成

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類です。

一方、本市における最新(平成30(2018)年度)の温室効果ガス排出量の構成比をみると、二酸化炭素が92.1%を占めています(図16)。

地球温暖化対策を進めるためには、先の7種類の温室効果ガスの排出量を削減していくことが必要ですが、本市の温室効果ガスの構成比などを考慮し、本計画において対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素とします。

### (3) 二酸化炭素排出量の将来推計

本市における将来の二酸化炭素排出量について、現状から新たな地球温暖化対策を行わないとした場合（現状趨勢（すうせい）ケース）の推計を行いました。

現状趨勢ケースの令和 12（2030）年度における二酸化炭素排出量は 289.0 千 t-CO<sub>2</sub> と推計され、平成 30（2018）年度における二酸化炭素排出量から、7.0 千 t-CO<sub>2</sub> の削減（-2.4%）となります（図 17）。

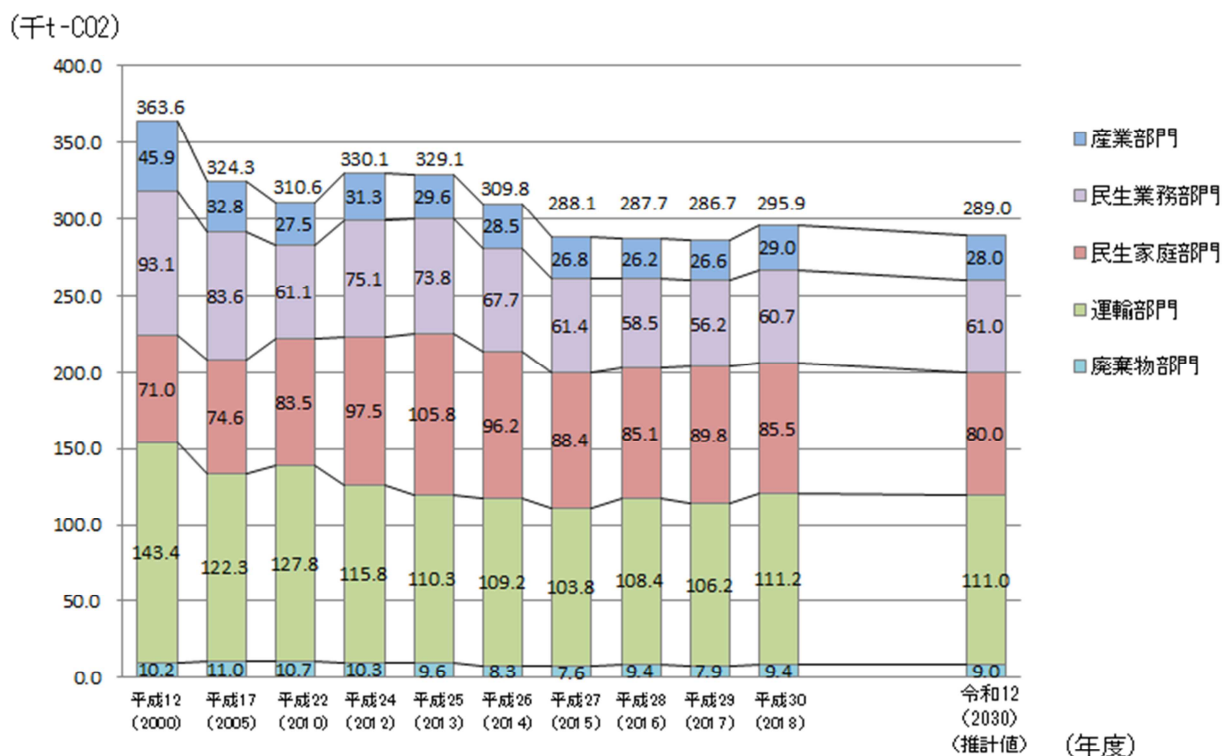


図 17 あきる野市における二酸化炭素排出量の将来推計結果

#### ○将来推計の方法

- 人口や各種の活動量の推移を考慮し、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において展開する、「温室効果ガス排出量 将来推計ファイル」を用いて推計しました。

### (4) 二酸化炭素排出量の削減目標

#### 1) 基準年度

二酸化炭素排出量の削減目標を設定するに当たり、基準とする年度については、令和 3（2021）年 10 月に決定したわが国の削減目標である「令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比 45.0%減」に準じて、平成 25（2013）年度とします。

**基準年度 = 平成 25（2013）年度**

## 2) 削減目標

本計画における二酸化炭素の削減目標については、国が令和3（2021）年10月に閣議決定を行った「地球温暖化対策計画」を基に推計した削減見込量を考慮し、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比48.6%削減を目指します。

平成25（2013）年度の二酸化炭素排出量329.0千t-CO<sub>2</sub>から、削減目標である48.6%を削減した場合の二酸化炭素排出量は、169.0千t-CO<sub>2</sub>であり、これが目標値となります（図18）。

なお、国及び本市の長期目標である2050年カーボンニュートラルに向け、今後国や東京都の動向も見据えて、必要に応じて目標や取組内容を見直すこととします。

# ～ 二酸化炭素排出量の削減目標 ～ 令和12（2030）年度までに48.6%削減 （平成25（2013）年度比）

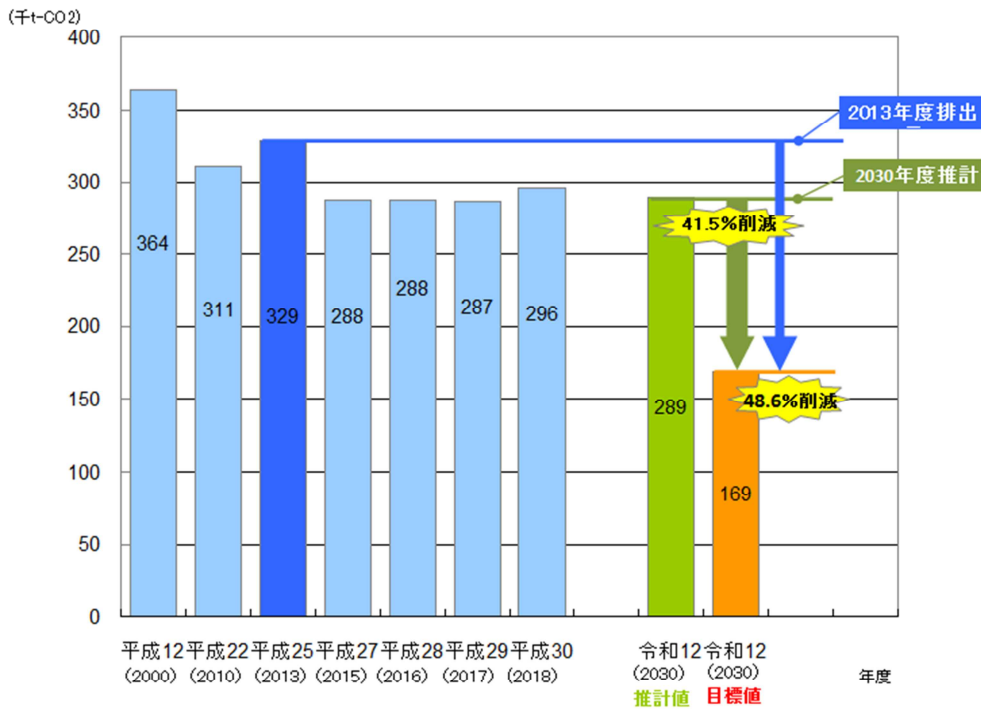
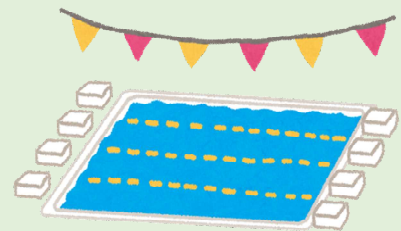


図18 削減目標のイメージ

### コラム●二酸化炭素排出量の削減目標イメージ

本計画では、令和12（2030）年度までに二酸化炭素の排出量を48.6%削減、つまり160.0千t-CO<sub>2</sub>の削減を目指しています。

二酸化炭素は気体で目に見えず、量もイメージが付きにくいですが、体積にして例えると右図のようになります。



25メートルのプール  
（長さ25m×幅10m×深さ1m）  
6,400個分の体積

## 施策の柱 1 省エネ・再エネの推進

温室効果ガスの排出削減に有効な省エネでは、こまめな消灯や空調機器の温度調整などの小さな取組の蓄積により、光熱水費の節約だけでなく、二酸化炭素排出量の削減につながります。このため、家庭や事業所における省エネの促進について、更なる普及啓発を行います。

また、グリーン購入\*など、省エネにつながる消費行動の定着に向け、情報提供や普及啓発を図ります。

さらに、建築設備や建築物そのものにおける地球温暖化対策を進めるため、再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の情報提供を行います。

市の事務事業においても、エコ活動などによる省エネの取組を継続するとともに、2050年カーボンニュートラルに向け、国や都の施策に協力し、公共施設への再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入などを推進します。

### 【目標】

- 家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
- 市民等におけるグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
- 家庭や事業所に再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。
- 2050年カーボンニュートラルに向け、国や都と協力して温室効果ガスの削減の取組が推進されている。





【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
家庭生活や事業活動における省エネの推進		
【重点】省エネ型活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発</li> <li>●環境家計簿などの普及拡大</li> <li>●エネルギーマネジメント*に関する情報収集や情報提供、普及啓発</li> <li>●環境フェスティバルの開催</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課
【重点】環境に配慮した消費行動の実践・奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発</li> </ul>	環境政策課 生活環境課
【重点】市の事務事業における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こまめな消灯などの省エネの推進（公共施設）</li> <li>●環境に配慮した消費行動の実践（公共施設）</li> <li>●公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施</li> </ul>	関係各課 関係各課 関係各課
建物・設備における省エネ・再エネの推進		
再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発</li> <li>●家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
建物自体の省エネ化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマートハウス*や省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発</li> </ul>	環境政策課
公共施設等における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能エネルギー設備・機器の導入</li> <li>●省エネルギー設備・機器の導入（公共施設のLED*化など）</li> <li>●ESCO 事業*などによる省エネ改修の実施検討</li> </ul>	施設所管課 建設課 施設営繕課（工事設計時） 環境政策課 施設所管課

コラム●公共施設における再生可能エネルギー設備・機器の導入状況

一部の公共施設においても、再生可能エネルギー設備・機器である太陽光発電システムを導入しています。導入している公共施設は次のとおりです。

前田小学校	容量 3.96kW	平成 21 (2009) 年設置
御堂中学校	容量 15.00kW	平成 22 (2010) 年設置
屋城小学校	容量 3.08kW	平成 23 (2011) 年設置
秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」	容量 5.40kW	平成 30 (2018) 年設置



あきる野市立御堂中学校

前田小学校及び屋城小学校の太陽光発電システムは、市民団体の寄付により設置されています。

## 施策の柱 2 移動手段における地球温暖化対策の推進

本市の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門の排出量が特に多いため、エコドライブの推進や、ハイブリッド自動車や電気自動車、燃料電池自動車\*などの次世代自動車の導入を促進することで、自動車の燃料使用量を節減し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

また、移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果について広く周知し、公共交通機関や自転車の積極的利用を促進します。公共交通機関の利便性向上については、交通事業者との連携を継続します。

市の事務事業においても、公用車におけるエコドライブの推進や、電気自動車の導入、公共交通機関の利用などを進め、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

### 【目標】

- エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている。
- 公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。
- 公用車に次世代自動車（主に電気自動車）の導入が推進されている。

## コラム●次世代自動車とは

主な次世代自動車は、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車とされています。それぞれの仕組みなどについてまとめてみました。

種類	仕組み
ハイブリッド自動車 (HV)	ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターの2つの動力源を状況により使い分けて走行します。ガソリンエンジン走行時には、バッテリーへの充電もできます。
電気自動車 (EV)	電気で動くモーターを動力源として走行します。電気自動車の普及には、バッテリー（リチウムイオンバッテリー）の開発も大きく影響しています。
プラグイン・ハイブリッド自動車 (PHV)	コンセントなどから充電ができるハイブリッド自動車です。ガソリンで動くエンジンと電気で動くモーターの2つの動力源を状況により使い分けて走行します。
燃料電池自動車 (FCV)	水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を動力源として走行します。家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）も同じ技術を使っています。
クリーンディーゼル自動車 (CDV)	軽油で動くエンジンを動力源として走行します。技術革新により従来のガソリン車より良い燃費を達成するとともに、排気ガスのクリーン化も進んでいます。

【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
自動車の燃料使用量の節減		
【重点】エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る</li> <li>●エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
【重点】次世代自動車等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る</li> <li>●次世代自動車の開発動向に対応した施策の充実（水素ステーション*の設置研究など）</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
【重点】公用車における燃料使用量の節減	●公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	環境政策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員を対象としたエコドライブの普及・推進を図る</li> <li>●公用車に次世代自動車（主に電気自動車）を計画的に導入する</li> </ul>	総務課 総務課 環境政策課
移動手手段の転換等		
移動手手段の転換に伴う効果の周知	●移動手手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課
公共交通機関の利便性向上	●公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	企画政策課 総務課 環境政策課
自転車の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要に応じて駐輪場を整備する</li> <li>●自転車の優遇方策の研究及び検討</li> <li>●自転車の更なる有効活用方策の検討</li> </ul>	地域防災課 環境政策課 環境政策課
市の事務事業における移動手手段の転換等	●徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する	総務課 環境政策課

市役所で使用している電気自動車



### 施策の柱 3 緑の活用

本市は、市域の6割に及ぶ森林のほか、公園や住宅地にも緑が存在し、豊かな緑を有しています。これらの緑は、動植物の生息・生育の場となるだけでなく、光合成により二酸化炭素を吸収・固定する機能を有しています。緑を活かし、生物多様性の保全と地球温暖化対策を進めるため、森林の適正管理や市街地の緑の拡大を図ります。

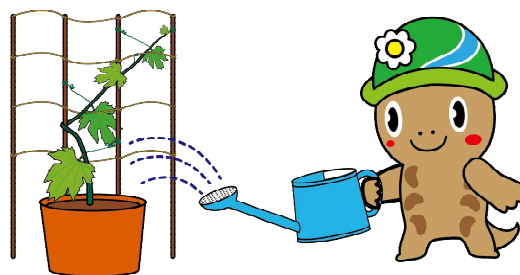
また、輸送に伴うエネルギー使用量の節減のため、農畜産物や地元産材の地産地消に積極的に取り組みます。

#### 【目標】

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の健全性が向上している。
- ・市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

#### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加		
【重点】 森林の保全	●森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課
【重点】 森林の活用	●木質バイオマス*利活用方法の研究等の推進 ●カーボンオフセット*の仕組みづくりや活用方策について研究する	環境政策課 環境政策課
地球温暖化対策につながる地産地消の推進		
農畜産物に関するもの	●地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課





## 施策の柱 4 気候変動への適応【新規】

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れています。

また、世界各国では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波、寒波といった異常気象による災害が発生し、多数の死者や農作物への甚大な被害が発生しています。そのため、世界規模で地球温暖化対策の取組が様々なかたちで進められていますが、世界全体で厳しい温室効果ガスの排出抑制や低炭素の努力を行ったとしても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられないと言われています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

### 【目標】

- ・市民・地域・市がそれぞれの役割を理解し、集中豪雨や大型台風に伴う土砂災害や浸水被害に対する備えが行われている。
- ・気温上昇による熱中症や感染症などの健康被害を最小限に抑制するための取組がされている。

### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
気候変動適応に向けた取組		
自然災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハザードマップ*により、危険箇所や避難場所の周知徹底を図る【新規】</li> <li>●自然災害に対する様々な備えについての普及・啓発を行う【新規】</li> <li>●防災・安心地域委員会と連携した防災の取組の推進【新規】</li> </ul>	地域防災課 地域防災課 地域防災課
健康被害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熱中症予防の普及・啓発と注意喚起の取組を推進する【新規】</li> <li>●クールシェア・ウォームシェアなどの普及・啓発【新規】</li> <li>●室温の上昇を抑えるグリーンカーテンの普及・啓発【新規】</li> </ul>	健康課 環境政策課 環境政策課

## コラム●あきる野市における将来的な気候変動の予想

「東京都気候変動適応方針」（2019年12月、東京都環境局総務部環境政策課）では、多摩地域の現在（2009～2018年の10年平均）と将来（2086～2095年の10年平均）の気候変化の予測結果が示されています。

将来の年平均気温は現在よりも3.4℃上昇し、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数がいずれも増加すると予測されています。

また、年間降水量は現在よりも増加し、短時間強雨及び無降水日が増加すると予測されています。日本への台風接近数は減るが、極端に強い台風の最大強度が顕著に増加し、さらにその強度を維持した状態で日本を含む中緯度帯まで到達する可能性があるとして指摘されています。

将来の気候の変化予測（多摩地域）

項目	現在※1	将来※2	変化
日平均気温（℃）	—	—	3.4
真夏日（日）	56	77	21
猛暑日（日）	11	37	26
熱帯夜（日）	7	51	44
年降水量（mm）	1,538	1,795	257
短時間強雨（回）	0.2	0.7	0.5
無降水日（日）	263	283	20

※1 「現在」は2009～2018年の平均。

※2 「将来」は2086～2095年の平均。「地球温暖化予測情報第9巻」（気象庁）の予測結果（IPCC第5次評価報告書による最も温室効果ガスの排出が多いシナリオ：RCP8.5）を基に算出された値。

資料：東京都気候変動適応方針（令和元〔2019〕年12月、東京都環境局総務部環境政策課）



## ◎エネルギー環境分野に関連する施策

地球温暖化に関する施策は、各分野にわたるため、それぞれの分野に掲載されていますが、以下の施策・事業は、エネルギー環境分野にも関連しています。

施策・事業内容	掲載分野
市街地における緑の保全・創出	自然環境分野
森林に関する取組	自然環境分野
地産地消の推進	自然環境分野
ごみの減量化と適正処理の推進	生活環境分野

## エネルギー環境分野の関連指標

エネルギー環境分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

関連指標	基準値	目標値
あきる野市全体の二酸化炭素排出量	329 千 t-CO <sub>2</sub> (H25 年度)	169 千 t-CO <sub>2</sub> (R12 年度)
あきる野市役所の二酸化炭素排出量 ※第四次あきる野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	7,982t-CO <sub>2</sub> (H25 年度)	4,789t-CO <sub>2</sub> (R12 年度)
グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	77.5% (R 元年度)	80%

※あきる野市全体の二酸化炭素排出量及びあきる野市役所の二酸化炭素排出量の目標年度を、本計画期間外の令和 12 年度に設定していますが、これは、国の計画である「地球温暖化対策実行計画」の目標年度に準拠したためです。

※あきる野市役所の二酸化炭素排出量の目標値は、あきる野市全体の二酸化炭素排出量の目標値の削減よりも少ない削減量になっていますが、令和 4 年度に見直す予定です。

## 4. 人の活動分野

(方針) 将来に向かって市民・事業者・市が協働する

【関連する SDGs】



### 施策の柱 1 人材の育成

環境に関する取組は、継続的かつ長期的に進めていくことが必要です。このため、小中学校における環境教育や食育\*のほか、様々な場面や機会において体験学習などを行うことにより、次世代を担う子ども達を育成します。

また、本市の環境の保全に関わる農業の担い手の育成支援とともに、各種取組の担い手となるボランティアの育成や活用を図る仕組みづくりを進めます。

環境に関する取組に継続的に携わるためには、環境教育や体験学習などを通じて、環境保全の意識の醸成を図ることが必要です。このため、これらの取組に関わる機会を創出する普及啓発イベント等を実施します。

【目標】

- 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- 農林業の担い手や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- 各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。



【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
次世代を担う子ども達の育成		
<p>【重点】 小中学校における環境教育の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校における環境教育の推進</li> <li>●小中学校における食育の推進</li> <li>●小中学校で活用できる教材の作成</li> </ul>	指導室 指導室 学校給食課 環境政策課
<p>【重点】 様々な場面や場所における環境教育の継続・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続</li> <li>●森の子コレンジャー活動の継続</li> <li>●菅生地区における森づくりを通じた環境教育の継続</li> <li>●未就学児を対象とした環境教育の推進</li> <li>●幼稚園や保育園を対象とした環境教育の推進</li> <li>●小峰ビジターセンター*や河川管理者などと連携した環境学習の推進</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課 環境政策課 保育課 保育課 環境政策課
後継者の育成		
担い手の育成や活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実</li> <li>●農業の担い手の育成支援</li> </ul>	環境政策課 農林課
後継者育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援</li> </ul>	農林課
普及啓発の実施（イベントなど）		
各種普及啓発の検討及び実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リユースなどの普及啓発イベント（環境フェスティバル・スポーツごみ拾いなど）を実施する</li> <li>●参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）</li> <li>●生物多様性を体験できるイベントの実施</li> <li>●小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施</li> <li>●食育の推進</li> <li>●図書館における環境情報コーナーの充実</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 生活環境課 環境政策課 環境政策課 農林課 学校給食課 図書館



## 施策の柱 2 協働体制の構築

環境に関する取組は、非常に多岐にわたっており、市民・事業者・市による共通認識のもと、それぞれの立場から推進を図ることが必要です。このため、各推進主体間の連携を促進するため、環境委員会のように多様な主体が参画する組織の運営を継続します。

また、様々な主体が共に活動できる場として、協働の機会の維持や創出を図ります。

### 【目標】

- ・各推進主体や庁内関係部署が参画する環境政策に関連した組織が機能している。
- ・様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

### 【主な施策・事業】

施策・事業内容		担当課
協働体制の整備		
各種委員会等の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境委員会の運営</li> <li>●生きものの会議の運営</li> </ul>	環境政策課 環境政策課
活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性の活動を支援する仕組みの検討</li> </ul>	環境政策課
協働の機会の創出		
市民が気軽に参加できる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林サポートレンジャーあきる野の継続</li> <li>●森づくりにおける町内会・自治会などとの連携</li> <li>●市民参加の森づくり事業の推進(ボランティアの育成・活用の仕組みづくり)</li> <li>●企業や自治体との協働の森づくりの推進【新規】</li> <li>●遊休農地の活用方法の検討・推進(担い手への農地集積、観光・体験農園)</li> <li>●ふるさと農援隊*の継続</li> <li>●あきる野の農と生態系を守り隊*の継続</li> <li>●流域の一体的な保全(平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理)</li> <li>●アダプト制度*の運用</li> <li>●打ち水や散水を奨励する仕組みづくり</li> <li>●クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり</li> </ul>	環境政策課 環境政策課 環境政策課 農林課 農林課 農林課  高齢者支援課 農林課 環境政策課  管理課 環境政策課 環境政策課

## 人の活動分野の関連指標

人の活動分野の様々な施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として以下のとおり設定します。

関連指標	現状値 (R元年度)	目標値
森林サポートレンジャーあきる野の登録人数	105人	120人
小宮ふるさと自然体験学校・戸倉しろやまテラスの環境教育・体験学習施設の利用者数	10,765人	維持



## 第4章 推進体制と進行管理

第4章では、本計画を着実に推進するため、市民・事業者・市の三者協働の原則や進行管理、関連指標の設定についてまとめています。

### 1. 推進体制

#### (1) 各主体に求められる行動と協働の行動原則

本計画を推進し、望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を理解し、自らができることを考え、環境負荷の少ない生活や事業活動、環境保全活動への協力などに取り組むことが必要です。

また、安全で快適な地域の環境づくりや、環境・経済・社会が好循環を生み出す持続的発展が可能な社会の実現には、各主体による協働も重要です（図19）。

さらに、協働に当たっては、①各主体が自ら進んで参加し、②適切な役割分担の下で、その主体が行うべきことを実践し、③情報や目標の共有化を図りつつ、連携・協力して取り組むことが求められます。

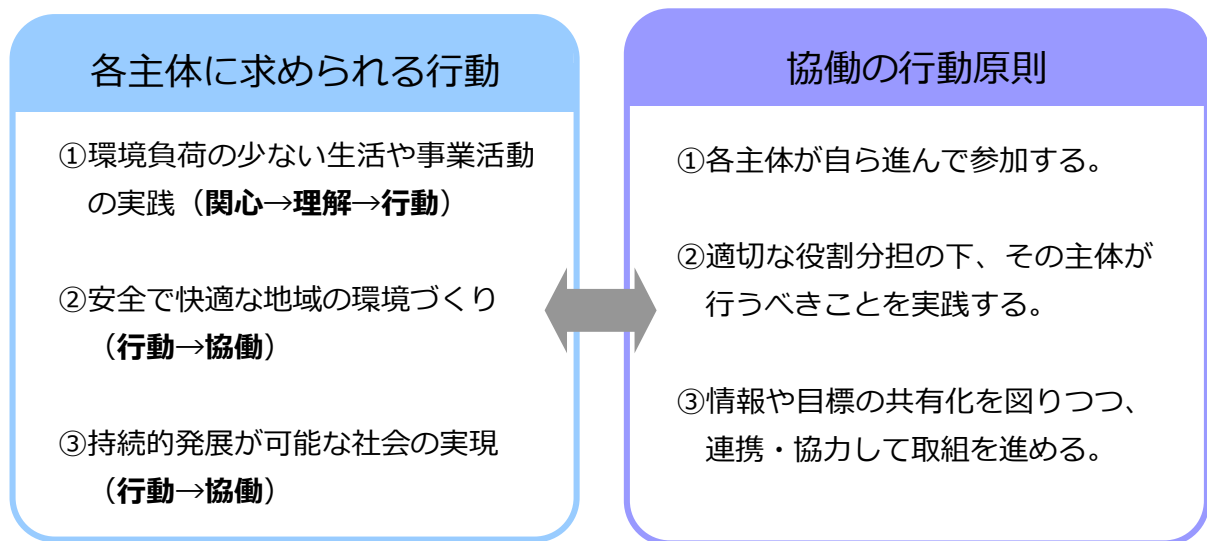


図19 各主体に求められる行動と協働の原則のイメージ

#### (2) 協働組織の位置付け

市民・事業者・市の協働による取組を進めていくため、三者の協働組織である環境委員会のほか、「生きもの会議」を運営します。

各協働組織は、「あきる野市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）や市と情報交換や連携・調整しながら、それぞれの役割に取り組みます。

環境審議会は、市長の諮問機関であり、環境基本計画や環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて、必要な審議及び答申を行います。

環境委員会は、協働による取組などの企画・運営、本計画の施策進捗状況の点検・評価や確認を行います。生きもの会議は、生物多様性の現状等の把握、希少生物の保全方針の検討などを行います。これらの協働組織は、市民・事業者・市のほか、識見を有する者や各種団体の代表により構成され、下部組織を設置することができるほか、必要に応じて、共同で会議を開催し、意見交換等を行います。

市においては、「あきる野市生物多様性推進委員会」や「あきる野市地球温暖化対策推進本部」などの庁内の各部署を横断する組織により、本計画や分野別計画の推進を図ります（図20）。

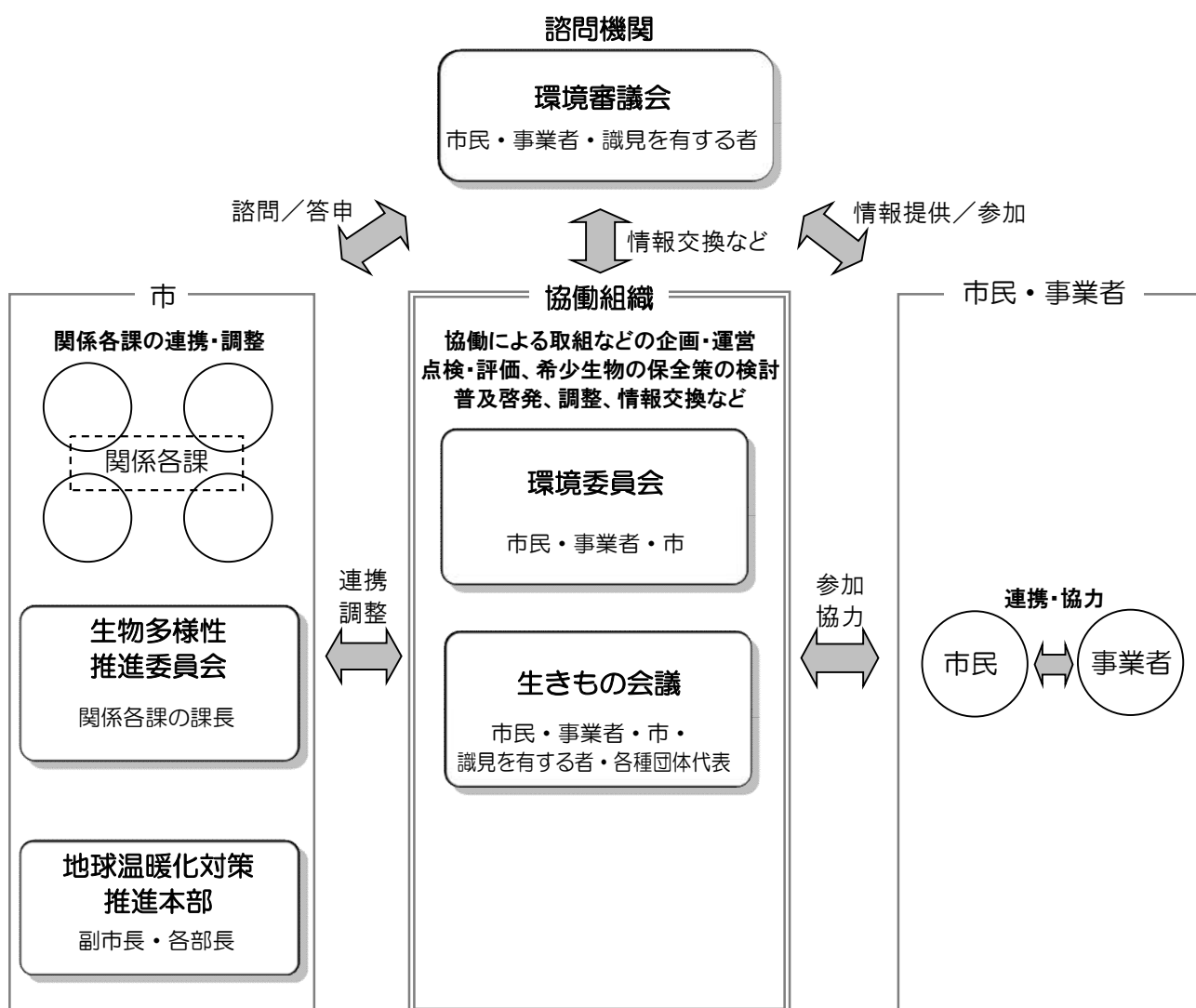


図20 推進体制のイメージ

## 2. 進行管理

### (1) 三者協働による進行管理の手法

本計画の着実な推進や計画的な目標達成を図るためには、進行管理においても、市民・事業者・市の三者の協働が必要です。

そこで、第一次計画と同様に、PDCA サイクルに沿い、各主体で様々な取組を進めます(図 21)。また、毎年度、各施策の担当課と環境委員会により、施策進捗状況の点検・評価や確認を行い、他の環境施策の実施状況とともに、環境白書として取りまとめます。

さらに、一定の期間ごとに、市民や事業者を対象とするアンケート調査などを実施し、環境に対する満足度や環境保全活動の実施状況を把握します。

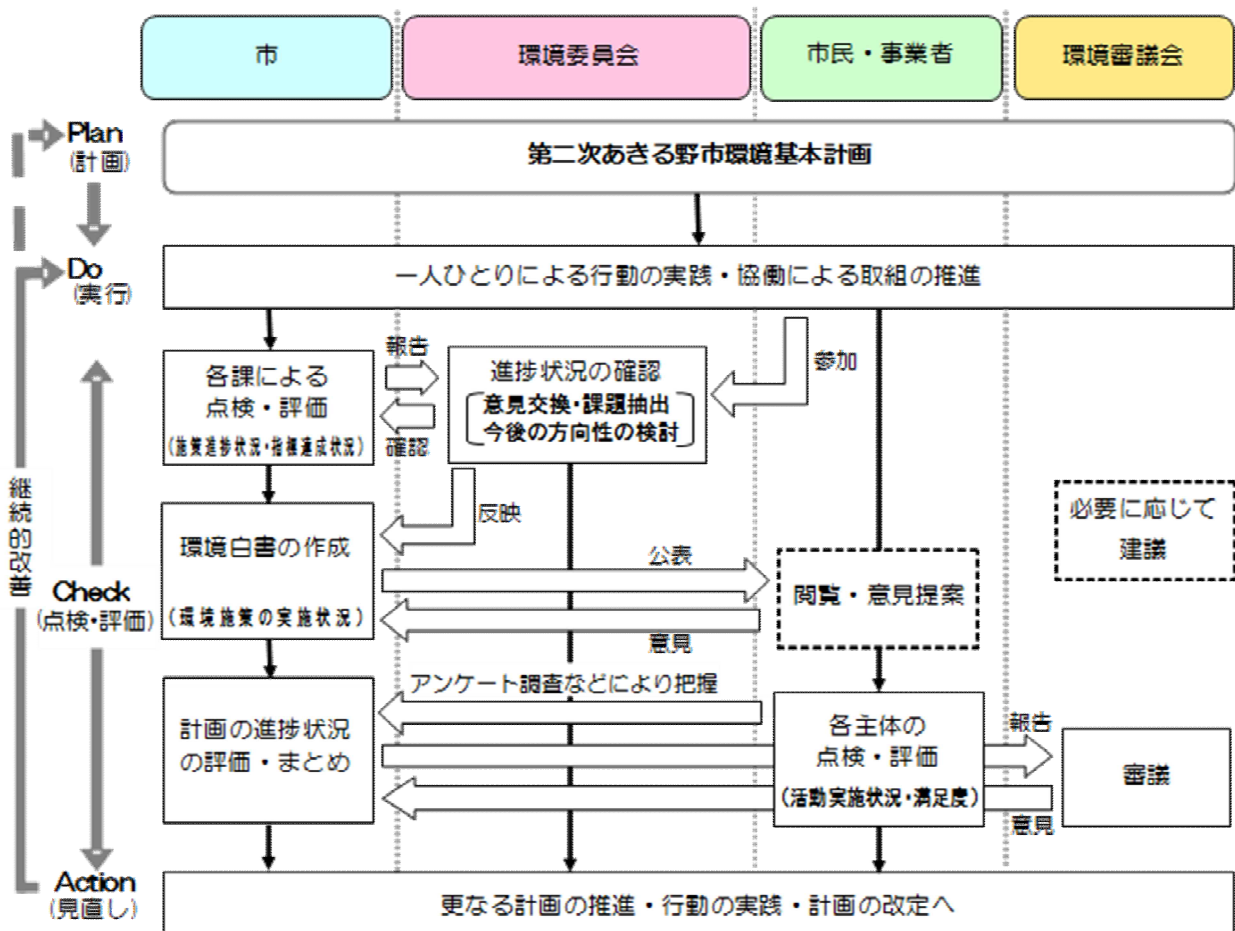


図 21 進行管理の流れと役割



## (2) 点検・評価の方法

PDCA サイクルにより進行管理を行うためには、課題の抽出と施策の見直しに直結する点検・評価が非常に重要です。このため、本計画では、計画全体に関する点検・評価の方法をあらかじめ定めておくこととします。

### 1) 評価時期

本計画全体の推進状況に対する評価は、計画期間を満了する前の令和7（2025）年度に実施することとします。ただし、社会情勢の大きな変化などにより、計画の見直しが必要なときには、その時期に合わせて評価を実施します。

また、本計画に示す施策の進捗状況については、毎年度、点検・評価、確認を実施し、環境白書等を通じて公表します。

### 2) 評価対象

評価対象は、第2章で示した第一次計画の評価と同様に、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野のほか、4分野の評価を統合した「全体」の5つとします。

### 3) 評価指標の設定と評定の算出

評価指標は、次のア～エの4つとします。

また、それぞれの指標に対する評価を5点満点で点数化し、さらに「評定」として、評価対象ごとに平均点を算出します。評定が高いほど、望ましい環境像の実現に近づいていることとなります。

#### ア 施策進捗状況

施策の進捗状況は、本計画における各施策の進捗を示すものです。施策の下に位置付けられた取組について、毎年度、担当課が目標に対する進捗状況を自己評価します。評価結果は、環境委員会の確認を経て、環境白書に掲載します。

#### イ 関連指標の達成状況

本計画の目標達成の指標である関連指標の達成状況を示すものです。達成状況は、指標に関わる担当課からの報告やアンケート調査により把握します。

#### ウ 環境に対する満足度

市民や事業者が、本市の環境についてどのように感じているかなどの満足度を示すものです。満足度は、アンケート調査により把握します。

## エ 環境保全活動の実施状況

市民や事業者による環境保全活動の実施状況です。実施状況は、アンケート調査により把握します。

### 4) 関連指標

本計画に示す複数の施策を推進することにより、結果として向上が見込める数値等を関連指標として設定します。関連指標は、把握方法も含めて、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の4分野に設定します。

